

別記 2

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善等の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。

【基盤構築を行うための事業】

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等（認知症に関する取組を推進する官民協働による協議会（地方版認知症官民協議会）を含む）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善、認知症施策等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。

なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。

(2) 市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業

市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。

(3) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施等事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。また、介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新

人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を評価・表彰するための経費についても対象とする。

【参入促進に資する事業】

(4) 地域における介護のしごと魅力発信事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

(5) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験（インターンシップを含む。）を実施するための経費に対し助成する。

(6) 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業

イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成や、生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業

地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成や介護予防・日常生活支援総合事業の補助金の交付申請のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。

ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業

若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、

ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。

(7) 介護未経験者に対する研修等支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費のほか、働きながら介護職員初任者研修の終了を目指す者への研修受講等に要する経費、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(8) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業

以下の、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に定めるものとする。

イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からの I・U・J ターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

ロ 介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業

生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、主に、多様な人材層（若者・女性・高齢者）をターゲットとした多様な働き方・柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制のほか登録ヘルパー等の短時間勤務を行っている介護職員が本人の希望に応じて常勤職員となるための支

援等）による効率的・効果的な事業運営を実践するために必要な経費に対して助成する。

ハ 介護助手等普及推進事業

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員」を配置して、市町村の福祉部局や市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化するために必要な経費に対して助成する。

(9) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業

イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。なお、実施にあたり、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等の関係者が連携し、協議会等設置し取り組む経費についても対象とする。

ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。

ハ 介護の周辺業務等の体験支援事業

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会や OJT 研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

(10) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の実践的取組として、留学生に対する日

本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

(11) 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業

以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費の一部について助成する。

ロ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や1号特定技能外国人の受入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うために必要な経費について助成する。

(12) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業

以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 福祉系高校修学資金貸付事業

若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に対して修学や就職の準備に必要な経費について、返済免除付きの支援金の貸付を行うために必要な経費について助成する。

ロ 介護分野就職支援金貸付事業

他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際に、返済免除付きの支援金の貸付を行うために必要な経費について助成する。

(13) 共生型サービスの普及促進に関する事業

共生型サービスの普及に必要な施策を実施する際の経費について助成する。

＜共生型サービスの普及にあたり実施が想定される取組（例）＞

- ① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案
- ② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催
- ③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催
- ④ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談

支援専門員との意見交換会の開催

(14) 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業

都道府県の介護保険部局が主体となって、地域の介護分野の業界団体のほか、都道府県労働局や都道府県福祉人材センター等の職員で構成される介護人材確保のための連携協議会を設置・運営する取組、及び管内各地域のハローワークや介護事業所等が協力して行う介護分野の求職イベント等の実施に必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要事項については、別に通知を定めるものとする。

(15) 訪問介護事業所等におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援事業

訪問介護事業者等におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進する観点から、都道府県が行う、訪問介護事業者等と地域の多様な人材等との連携・調整のほか、研修制度の構築や地域資源とのマッチング、業務の切り分けに関するガイドラインの作成等の取組に必要な経費に対して助成する。

(16) 通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援事業

訪問介護サービスの提供主体が存在しない、または必要なサービス提供が困難な状況（提供回数や移動距離等を勘案）にある地域に所在する通所介護事業所等に対して、

- ・ 訪問機能の導入に向けた伴走支援（導入前支援）
- ・ 訪問機能の導入にかかる初期費用の助成（導入時支援）
- ・ 訪問機能の導入から一定期間の定額補助（導入後支援）

を行うことにより、初期コストの負担や収支が安定するまでの損失リスクを緩和しながら、訪問介護事業への参入の意思決定を後押しし、通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）を推進するための経費について助成する。

(17) 人口減少地域等への訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の支援事業

中山間地域や離島等の人口減少地域において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となる訪問介護事業所のサテライト（出張所）の設置を推進するため、訪問介護事業所に対して、

- ・ 制度の周知や設置に向けた伴走支援（導入前支援）
- ・ 設置にかかる初期費用の助成（導入時支援）
- ・ 一定期間のランニングコストの助成（導入後支援）

などを実施することにより、サテライト設置に伴う制度的・運営的な課題の解消

を図りつつ、事業者の意思決定を後押ししていくための経費について助成する。

【資質の向上に資する事業】

(18) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

ロ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所における OJT の推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(19) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(20) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。（本項における他の事業で助成される経費を除く。）

(21) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(22) 潜在介護福祉士等の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費及び離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(23) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等

イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための次に示す研修等の経費に対し助成する。

(イ) 認知症介護実践者等養成研修事業

(ロ) 認知症地域医療支援事業

(ハ) 認知症初期集中支援チーム員研修

(ニ) 認知症地域支援推進員研修

(ホ) 認知症チームケア推進研修（BPSD ケアプログラムアドミニストレーター養成研修を含む）

ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業

チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。

(24) 地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業

都道府県が共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に関連する認知症施策について、地域における施策の実施状況等を踏まえたうえで、計画的に取組の充実や質の向上を図るために必要な経費に対し助成する。

(25) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(26) 権利擁護人材育成事業

イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。

(27) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業

都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

(28) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

介護施設等における防災リーダー（介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない）の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。

(29) 外国人介護人材研修支援事業

外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

(30) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

【労働環境・処遇の改善に資する事業】

(31) 介護職員長期定着支援事業

イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業

介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ハ 若手介護職員交流推進事業

若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

(32) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(33) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

以下のロ、ハの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ・ ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

ロ 介護テクノロジー導入支援事業

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化、介護従事者が継続して就労するための環境整備など、職場環境の改善を図るために介護サービス事業所が介護テクノロジーを導入するための経費に対し助成する。

ハ 介護生産性向上推進総合事業

今後、高齢化や人口減少が進み、サービス需要も大きく変化していく中、介護現場において生産性向上等の取組を進めるためには、地域の支援機関等と連携の上、地域の実情に応じ、その変化に対応した支援が求められる。

このため、都道府県が主体となって、生産性向上に資するワンストップ型の総合相談センターの設置、関係機関との協議会（介護現場革新会議）の実施等の取組を実施するための経費に対し助成する。

ニ 介護事業所における両立支援等環境整備事業

介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。

(34) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成（他制度（※）において支援を受けている者は除く）する。

※例えば、両立支援等助成金、仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業 助成金）など。

(35) 介護サービス事業者等の職員に対する子育て支援（ベビーシッター派遣、介護職員の代替要員の派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費や子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員のマッチング支援に係る経費に対し助成する。

(36) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

(37) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域において、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できるよう、研修体制づくりやホームヘルパーへの同行支援など、人材確保体制の構築による安心して働き続けられる環境整備に向けた取組や、経営改善に向けた取組について、事業所規模や地域の特性に合わせた支援に必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

(38) 地域のケアマネジメント提供体制確保支援事業

地域の高齢者に対して適切なケアマネジメントが提供されるよう、①中山間・離島等地域における採用活動や「潜在ケアマネジャー」の復職等の支援など、人材確保に資する取組や、②事業所内のタスクシフト支援やシャドウワークに関する相談窓口の創設など、業務負担軽減支援に資する取組、③専門家の派遣による経営改善や利用者確保等のための広報活動に関する支援など、事業所の経営改善に資する取組に必要な経費に対し助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

【離島・中山間地域等に対する事業】

(39) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。